

4. 勝山市景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

勝山市では、市全域において良好な景観の形成を図るため、景観計画に定める「景観計画区域」を下図に示すように勝山市全域とします。

「景観計画区域」では、一定規模を超える建築物や工作物等の建築や土地の開発等の行為について、景観形成方針及び行為の制限を定めるとともに、市への届出が必要となります。

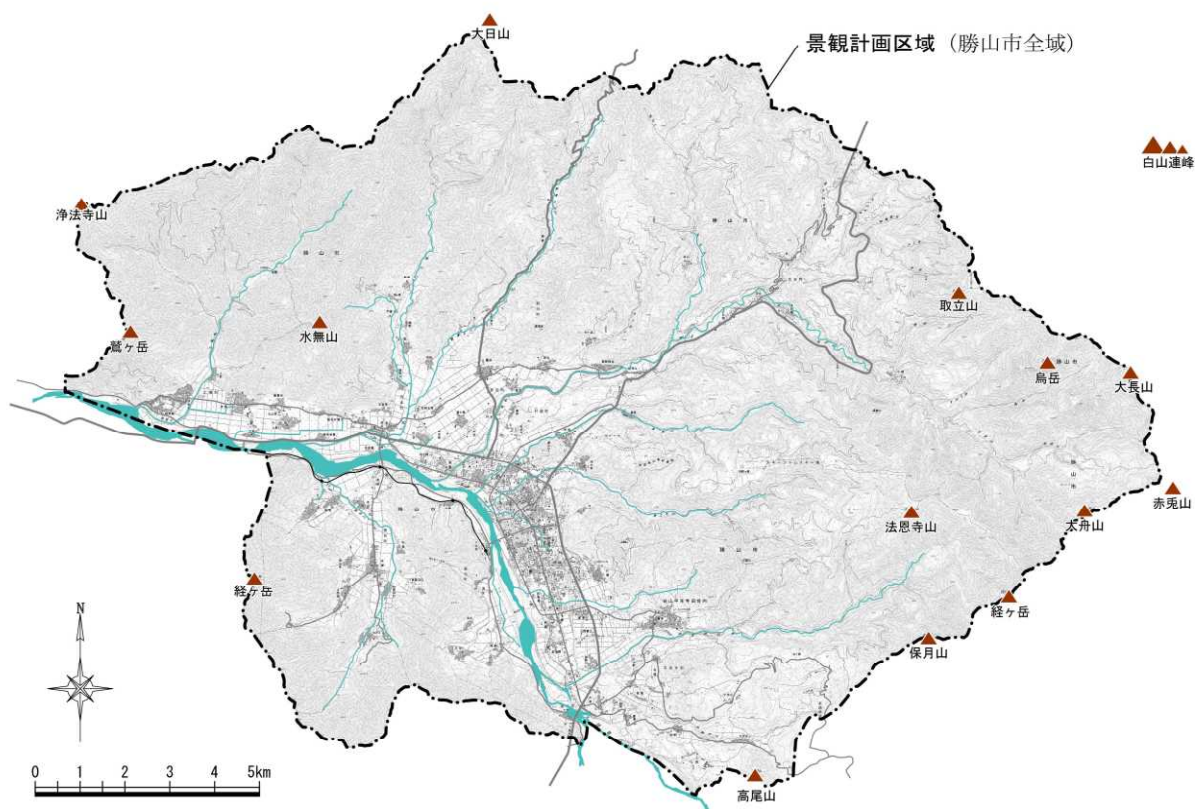


図1-3. 勝山市景観計画区域図

2. 勝山市景観計画区域内の景観形成地区（景観法第61条関係）

2-1 本町通り景観形成地区

(1) 届出の対象となる区域

本町通り景観形成地区の区域は下図に示すとおりです。

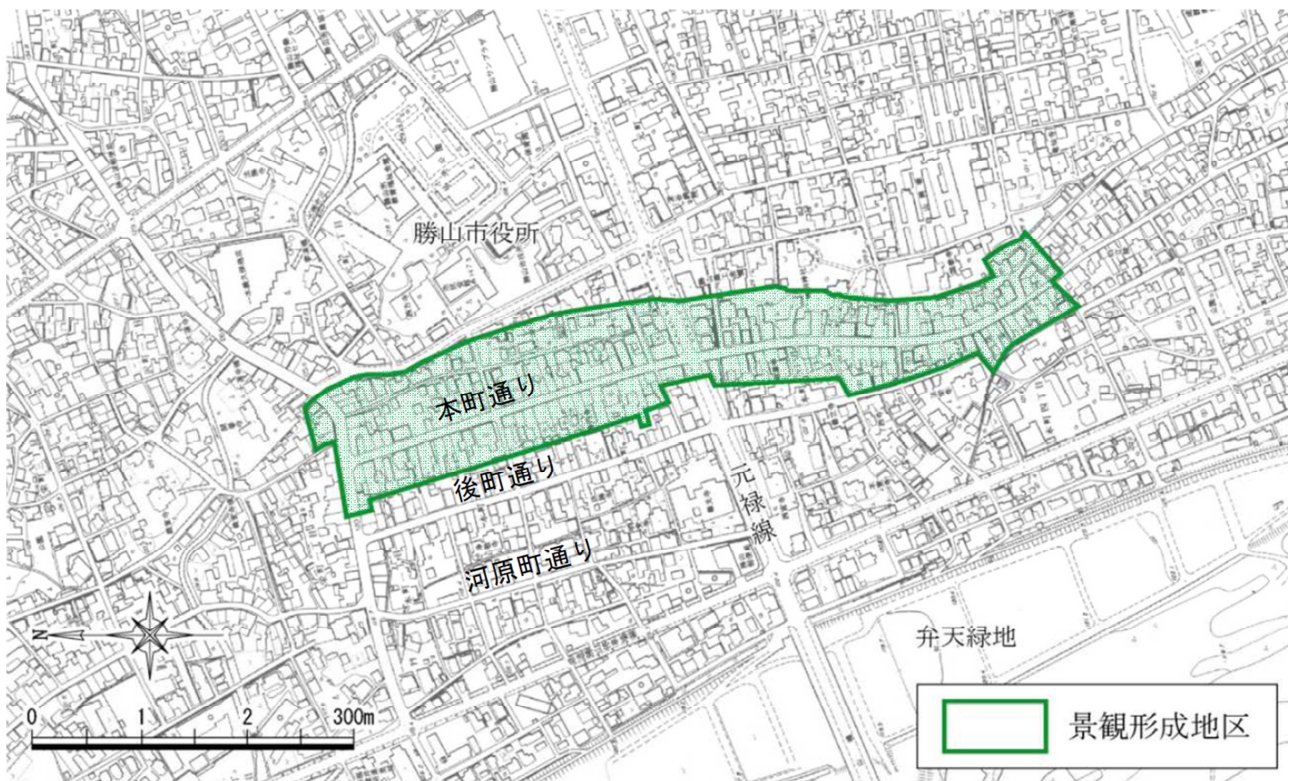


図4-2. 本町通り景観形成地区の区域

本町通り景観形成地区内の地区の区域は下表のとおりです。

地区名	地区の区域
下袋田区	下袋田区全域(勝山市92字、93字、94字、95字、96字 各字の一部)
上袋田区	上袋田区全域(勝山市95字、96字、97字、98字、本町2丁目 各字の一部)
上郡区	上郡区全域(98字、99字、102字 各字の一部)



2-2 平泉寺区景観形成地区

(1) 届出の対象となる区域

平泉寺区景観形成地区の区域は下図に示すとおりです。

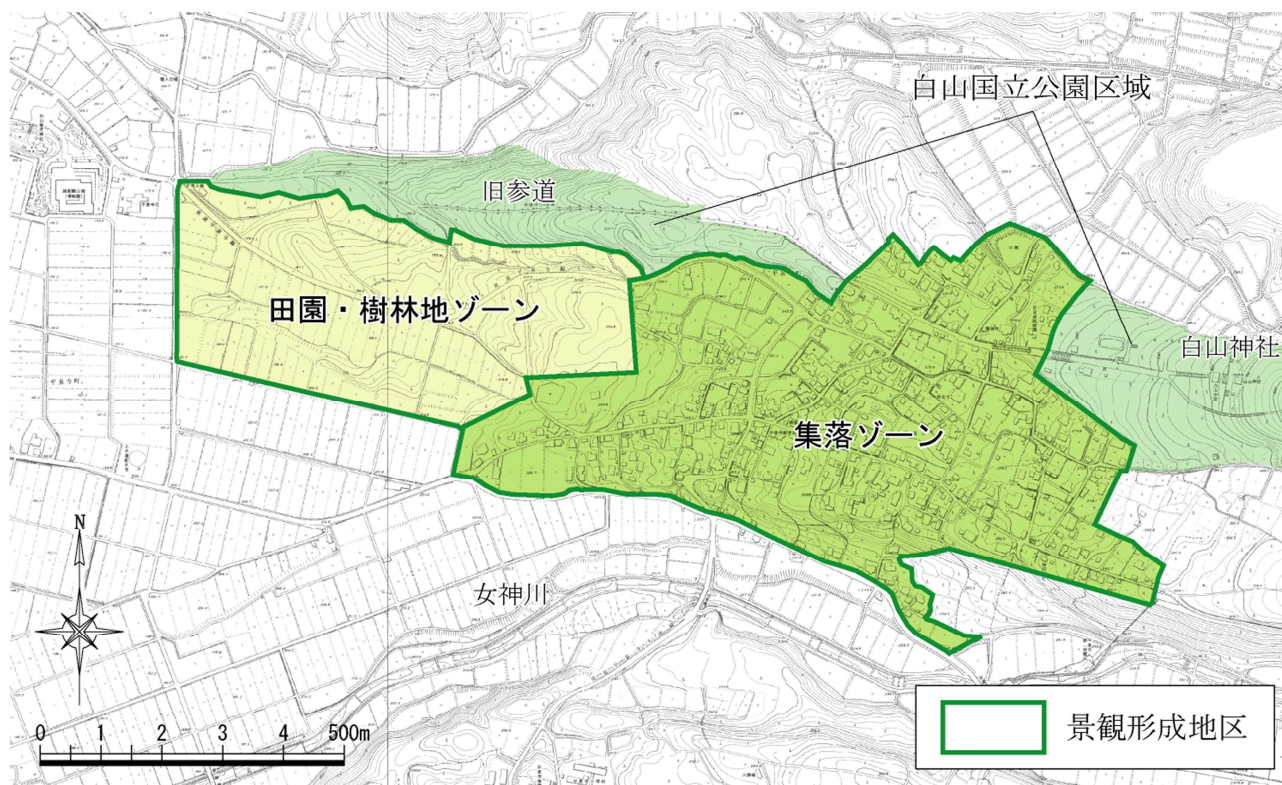


図4-3. 平泉寺区景観形成地区の区域

平泉寺区景観形成地区内の地区の区域は下表のとおりです。

地区名	地区の区域
平泉寺区	【田園・樹林地ゾーン】 (平泉寺73字、81字、82字、84字、195字 各字の一部) (平泉寺77字、78字、79字、80字)
	【集落ゾーン】 (平泉寺40字、41字、42字、56字、61字、66字、73字、120字、121字、125字、195字 各字の一部) (平泉寺62字、63字、64字、65字、67字、68字、69字、70字、71字、72字、112字、114字、115字、116字、119字)

